

《水質汚濁関係》

1. 環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46. 12. 28 環境庁告示第 59 号・最近改正平成 11. 2 環境庁告示第 14 号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01 mg/ℓ以下	検出されないこと	0.01 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出されないこと	検出されないこと

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.02 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.004 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下

項目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下

- 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46. 12. 28 環境庁告示第 59 号・最近改正 平成 15 環境庁告示第 123 号)

(1) 河川

ア 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	50MPN/ 100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級 水浴及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ以下	—

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる）。
3. MPN：最確数（用語解説 103 ページ）を参照。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 // 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの。
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの。
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
 // 2 級：サケ科魚類及びアユ科等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用。
 // 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 // 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 // 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

(2) 海 域

① 全窒素、全燐以外の項目

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

4. n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5mg/ℓ

② 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（3種を除く）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

注) (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水産1種：底生魚介類を含めたような水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。

〃 2種：一部の底魚介類を除き、魚類を中心として水産生物が多獲される。

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

(3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度。

2. 排水基準等

1 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（法第3条第2項）（昭和46.6.21 総理府令第35条別表第1、最近改正平成13省令21）

（条例第23条第2項）（平成13規則第140号別表9）

有害物質を含む要件（法第8条、第12条の3）（平成元.8.21 環境庁告示第39号 最近改正平成13.6.13）

有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/ℓ	0.001 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ	0.1 mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/ℓ	0.1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ	0.005 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ	0.04 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ	0.005 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005 mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
1,2ジクロロエタン	0.04mg/ℓ	0.0004 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ	0.004 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	0.0006 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
チラウム	0.06mg/ℓ	0.0006 mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ	0.0003 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ	0.001 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/ℓ 海域に排出されるもの ほう素 230mg/ℓ	1 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/ℓ 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/ℓ	0.8 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/ℓ	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/ℓ

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

2 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46.6.21 総理府令第35号別表第2、最近改正平成13省令21)

(条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第10)

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排出する場合適用)	mg/ℓ	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排出する場合適用)	〃	160 (〃 120)
浮遊物質量〔SS〕	〃	200 (〃 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	5
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌群数	個/c m ²	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/ℓ	120 (日間平均 60)
磷含有量	〃	16 (〃 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン^{*}含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域^{*}に排出される排水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。